

さいたま市北区選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和8年1月19日

さいたま市北区選挙管理委員会委員長 新井 嘉

1 登録の移替えを延期する期間

令和8年1月19日から令和8年2月8日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、1の期間内において未だに同法第30条の6第2項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転がなされていない者

北区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和8年2月9日まで）」